

提出された意見とそれに対する県議会の考え方(対応方針)

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方(対応方針)
1	第一条 目的	前文冒頭に子どもは権利を有すると書いていただいておりますが、第1条の目的に子どもの権利条約、子ども基本法など触れられていませんので、子どもを権利主体として認め、子どもの権利を尊重することを掲げて欲しいと感じました。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「子ども基本法(令和四年法律第七十七号)の趣旨を踏まえ、」を追加します。
2	第三条 基本理念	同様に、第3条基本理念も「子ども施策は」とされているため、大人が主語で子どもは客体のような書き方だと感じました。子ども基本条例としていただくのであれば、「子ども」が主語の条文が入ることを希望します。 また第3条2号では「教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会」とありますが、子どもには教育を受ける権利があるのが前提で、これに対する大人の義務の果たし方の一つが教育基本法であるだけなので、ここで引用するには違和感があります。この法律は古いので、教育基本の精神(1条目的)には「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と書かれているだけですが、ご承知のとおり障害や病気などを持っている子どもたちもその子どもにあった教育を受ける権利をもっていますし(教育基本法の他の条文には規定があり、「精神」とされたところはこれを含む趣旨なのかもしれませんが)、今の大人が考えた教育を与えられることだけでは子どもの権利の保障としては不十分だと考えます。	1	【反映困難】 本条例の基本理念は、国の「子ども基本法」の規定との整合性を図るため、理念を簡潔に示す形で構成しております。子どもが権利の主体であるという考え方は、重要な視点として受け止めておりますので、御意見を踏まえ条例全体の解釈及び運用において対応して参ります。
3		こどもたちを主体に考えられているとても良い条例だと思います。具体的に支えるべき対象が示されているのも力を入れるべき場所がわかりやすく動きやすいと思います。よく地域の声をきいてくださっているのが伝わります。 そのうえで2点気になった点をお伝えします。 「子供の養育については家庭を基本として行われ」は、施設で育つこどもや、家庭環境がよくないこどもへの配慮に欠けると誤解されてしまいそうです。 施設で育つ子供が「家庭で暮らせないから仕方なくここにいる」と誤解されないように「家庭など、こどもが心身ともに健やかに養育される環境」等と幅を持たせた方が優しいと感じます。	1	【反映困難】 「こどもの養育については家庭を基本として行われる」との規定は、こども基本法において国が示している基本理念を踏まえたもので、国の基本理念との整合性を確保する観点から規定しております。素案に「家庭と同様の養育環境を確保する」と明記しており、家庭以外の場で生活する全てのこどもが健やかに育つための環境を保障するという趣旨を示していますので、条例の運用において対応して参ります
4	第十二条 第三項	ギャンブルとゲーム・インターネットを同列にしている問題 ギャンブル依存症とゲーム・インターネット依存を同じ枠で扱うことは不適切である。 「ギャンブル等依存症対策基本法」でいう「ギャンブル等」にゲームやインターネットは含まれていないという政府答弁があるため。 法律上のギャンブルとゲーム・インターネットは別の問題として分けて議論すべき。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「ゲーム、インターネット」という記載を削除します。
5	こどもの育ちへの支援	本条文は、ゲーム及びインターネットを薬物や賭博等と並列して依存症の対象として列挙し、その予防施策を推進するとしているが、ゲーム依存等については治療・予防に関する確立した科学的根拠が政府答弁においても示されていない。科学的知見が未確立の分野を他の依存症と同列に扱うことは慎重であるべきであり、こどもの孤立やいじめ等の背景要因への支援を重視する観点から、記載の見直しまたは削除を求めるものである。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「ゲーム、インターネット」という記載を削除します。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方(対応方針)
6	第十二条 第三項 こどもの育 ちへの支援	<p>本条文は、ゲーム及びインターネットを薬物や賭博等と同じように列挙して予防に必要な施策を推進するものとしていますが、ゲーム依存、ネット依存については、令和3年3月16日の第204回国会参議院内閣委員会において、厚生労働省の政府参考人が、発症メカニズムに関する確立した科学的知見や、治療・予防に関する確立した科学的根拠は承知していない旨を答弁しています。</p> <p>このように知見が未確立の分野について、薬物や賭博等と同じように予防の対象として扱うのはより依存症を深刻化させるだけでなく、子ども達のコミュニケーションの機会を失うことにも繋がります。</p> <p>媒体そのものの抑制ではなく、相談体制の整備、居場所づくり、孤立防止等の背景要因への支援を重視していただくべきであり、よって上記の箇所は記載の見直し或いは削除を求めます。</p>	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「ゲーム、インターネット」という記載を削除します。
7		<p>私自身が第二子、第三子を多胎妊娠しました。妊娠中から今まで単胎とは比べられない負担がありました。経済的にも精神的にも第一子の時と比べて辛かったです。</p> <p>妊娠中の幸せな気持ち、出生後に子どもの成長を喜ぶ気持ち、第一子の時に感じていた気持ちを感じる暇がないほどの不安や忙しさがありました。</p> <p>多胎児の場合は思いやり駐車場の利用期間を延長していただけるなど、今までも多胎児において積極的に配慮していただけたと思いますが、このこの条例により、多胎妊娠した方の生活がより向上したらうれしいです。</p>	1	【記述済み】 多胎児を育てている家庭では、経済的・精神的な負担が大きく、これらの家庭に対する支援は重要であると認識しております。 条例制定後、関係機関と連携しながら、安心して子育てができるよう、必要な支援の充実に努めて参ります。
8	第二十条 第四項	<p>多胎児家庭への支援を取り上げて下さった点、多胎親の1人として御礼申し上げます。このまま正式な条文にも是非残して頂きたいです。</p>	1	【記述済み】 多胎児を育てている家庭では、経済的・精神的な負担が大きく、これらの家庭に対する支援は重要であると認識しております。 条例制定後、関係機関と連携しながら、安心して子育てができるよう、必要な支援の充実に努めて参ります。
9	子育て家庭 への支援	<p>「やまなしこども基本条例(素案)」の【多胎児家庭への支援の必要性について条文(第20条)にぜひとも盛り込んでいただきたいです。</p> <p>甲府市で2024年8月に双子を出産し、育てています。私には双子の上にも子どもがいるので、3人の子どもを育てています。</p> <p>双子はとにかく手が足りないし、出費が多いです。</p> <p>手が足りない:首が座る前の赤ちゃんは母親1人では2人を抱っこできません。同時、または交互に泣くので、ずっと抱っこで休む時間はほぼありませんでした。夫婦共に力を合わせてなんとか乗り切りました。夕方、実母(双子にとって祖母)が助けてくれましたが、日中も困る時が多く、赤ちゃんを泣かせて対応せざるえなくて、申し訳ない気持ちから泣きながら過ごすこともありました。</p> <p>出費について:具体的にはオムツ、お尻拭き、ミルクなど、赤ちゃん1人で育てる時の2.5倍くらいの速度でなくなります。そのため、一度の出費が多いです。同じ年齢に2人の赤ちゃんがいますので、チャイルドシートも2つ必要です。洋服も上の子がいるから、と思っていましたが足りなくて買い足しました。</p> <p>こういった経験から、多胎児家庭への支援は必要だと、当事者目線よりお伝えたく、意見を述べさせていただきました。</p> <p>本当は子どものことを考えると子ども中心で働きたいけど、経済面考えるとフルタイムの選択肢しかとれず、母として苦しい気持ちでいっぱいです。</p>	1	【記述済み】 多胎児を育てている家庭では、経済的・精神的な負担が大きく、これらの家庭に対する支援は重要であると認識しております。 条例制定後、関係機関と連携しながら、安心して子育てができるよう、必要な支援の充実に努めて参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方(対応方針)
10	第二十条 第四項 子育て家庭 への支援	「ほかの家庭に比べて大きな負担が生じている家庭に対し」『ほかの家庭に比べて』を削除した方が良いと感じます。運用時、比較する対象はどこか、ほかの家庭とは何かと聞かれたとき水掛け論になりそうだからです。「大きな負担が生じている」でも運用に問題はないと感じます。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「他の家庭に比べて」という記載を削除し、「養育に」を「大きな負担」の前に追加します。
11	第二十六条 第七項 こども支援 委員会	直接条例のことではないですが、実際に相談にあたる相談員や事務局の体制の充実もご検討いただきたい。研修や経験が必要なので、今後広報等拡大され、件数が増えるなどした場合にすぐに誰でもできるものでもないので、予めご検討いただけるとありがたいです。	1	【実施段階検討】 いただいた御意見を踏まえ、今後一層の体制充実を図って参ります。
12	第二十七条 権利侵害の 救済	<p>・役割として、支援委員の発意による調査や権利侵害については実際に侵害を受けている子ども・保護者だけでなく周囲の人も申出できる形(申出人を「何人も」とする)がより望ましいと考えます。相談等があっても匿名性を希望するなどして、実際に調査申出に至らない場合であっても改善を要するような点を委員会が調査できるようにするためです。例えば、別自治体の委員会では、小学校の更衣室事情について発意で調査するなどした例もあります。(27条第3項が発意による調査という趣旨かもしれませんが、少しわかりにくいです。また発意の場合は特に、権利侵害だけでなく権利擁護のため(権利保障として足りていないのでは?)という視点でも調査ができるとより子どもの権利支援になります。)</p> <p>・第27条2項で、権利委員会は調査審議となっていますが、実際には調整して終了という終わらせ方ができた方がよいと思います。(責任を問う機関ではなく、子どもの権利の支援をする機関であるためです。)</p> <p>・第27条3項は調査開始について、「こどもに対する権利侵害があると認められるとき」とありますが、調査してみないと分からないので、「権利侵害の疑いがある」などとした方がよいと思います。</p>	1	<p>【実施段階検討】 ・御意見のとおり、第27条第3項が委員会の発意による調査を可能としている規定となります。こども及びこどもの保護者以外は原則として救済申出はできませんが、それ以外の者からの申し出であっても、委員会が必要と判断する場合は、子ども又は保護者の同意を得て行うことを想定しています。なお、現行の山梨県子ども支援委員会においても、同様の取扱としています(山梨県子ども支援委員会運営要領第5条8項に規定)。 ・権利擁護の視点による調査については、実際の運営においては権利擁護の視点も含めて行うことを想定しています。なお、現行のやまなし子ども条例第11条に基づき設置している「子どもの権利相談室」においても、調査相談員の職務の範囲に権利擁護も含めているところです(子どもの権利相談室やまなしスマイルの設置に関する要綱第4条に規定)</p> <p>【実施段階検討】 ・調査の内容は、調査調整活動を想定しており、申出人が調査調整活動に満足した場合はケースを終結することも念頭に置いています。なお、現行の子ども支援委員会においても、山梨県子ども支援委員会運営要領第6条7項にその旨を明記しています。</p> <p>【実施段階検討】 ・調査審議事案が際限なく広がってしまうことを避けるため条例の規定は原案のままですが、委員会の運営においては、確証がなくとも権利侵害があると考えられる場合は調査審議の対象とするよう柔軟に対応して参ります。</p>